

バス運転士就職奨励金支給要綱

(目的)

第1条 県内乗合バス事業所に新たに運転士として就職する者に奨励金を支給することにより、バス業界の新たな担い手となる人材の就業意欲を促進することを目的とする。

(実施期間)

第2条 奨励金の実施期間は、県が別に定める日までとする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 乗合バス事業者

福井県内において一般乗合旅客自動車運送を行っている事業者をいう。

(2) 高校新卒者

乗合バス事業者に雇用された時点において、高等学校や高等専門学校を卒業してから3年以内の者をいう。ただし、中卒者や高校中退者については、雇用された時点において21歳以下の者とする。

(支給対象者)

第4条 奨励金は、次のいずれにも該当する個人に支給するものとする。

(1) 乗合バス事業者に、令和6年1月1日以降に運転士または運転士養成として就職した者

(2) 奨励金支給申請書提出時点においても継続して同一の事業所に雇用され、当該事業所に3か月以上勤務している者

(3) 継続して勤務する意志を有する者

(4) 県税の滞納がないこと

(5) 福井県が実施する「人手不足業就職チャレンジ応援事業奨励金」の支給を受けていない者

(6) 日本標準産業分類における道路旅客運送業間の転職の場合、前職を退職してから6か月以上経つてからの就職であること

3 県が、県税に滞納がないことを証明する納税証明書の提出を申請者に通知した日の翌日から1か月以内に申請者が納税証明書を提出した場合に限り、県は奨励金を支給するものとする。

4 前項の通知にもかかわらず、申請者から期限内に県税に滞納がないことを証明する納税証明書の提出がないときは、県は、申請者に対し、申請中の奨励金の不支給の決定を行い、通知するものとする。

(支給額等)

第5条 奨励金の支給額は、高校新卒者においては1人当たり40万円、それ以外の者においては1人当たり30万円とする。

2 奨励金の支給は1人につき1回限りとする。

(支給申請等の手続き)

第6条 申請者は、別紙「バス運転士就職奨励金支給申請書」(以下「支給申請書」という。)(様式1)を県に郵送で提出するものとする。

2 申請者は次の各号に掲げる書類を支給申請書とともに県に郵送で提出するものとする。

(1) 事業主の発行する就業証明書(様式2)

(2) 雇用されたバス事業所に提出した履歴書の写し

(3) 振込先口座の預金通帳の写し(金融機関名、本支店名、店番号、口座の種類、口座番号、口座名義(カナ)の記載されているページ。)

3 県は、支給申請書および添付書類を審査し、支給の可否を決定するとともに支給額を算定し、別紙「バス運転士就職奨励金支給決定通知書」(様式3)により申請者に通知する。

(奨励金の不正受給)

第7条 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない奨励金の支給を県から受け、または受けようとした申請者に対しては、当該不正に係る奨励金について不支給とするかまたは支給を取り消し、当該奨励金を不支給とした日、または当該助奨励金の支給を取り消した日以後3年間、奨励金を支給しない。

(不正受給の定義)

第8条 奨励金の不正受給とは、詐欺、脅迫、贈賄等刑法(明治40年法律第45号)各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い、または偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない奨励金を受け、または受けようとすることをいう。

2 支給申請書および添付書類の記載誤りが故意によらない軽微なものと認められる場合にはこれに該当しない。

(申請者への通知)

第9条 不正受給であることが判明した場合には、県は申請者に対し第10条の規定に基づき奨励金の返還の手続を行った上で、奨励金を不支給とした日または奨励金の支給を取り消した日以後3

年間、申請者に対して奨励金等を支給しないこととする旨を「バス運転士就職奨励金支給決定取消通知書（様式4）」により通知する。また、県は不支給措置に係る効果により、当該期間に再び奨励金等を受けようと支給申請を行うことは不正行為に当たることを併せて通知する。

(返還)

第10条 県は、奨励金の支給を受けた申請者が不正受給であることが判明した場合には、前条に基づく取消通知を行ったうえで、当該奨励金全額の返還に加え、延滞金および加算金の支払いを請求するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

(施行期日)

1 この要綱は令和6年4月1日から施行する